

## 支 部 設 置 規 則

制定 昭和 60 年 3 月 12 日 (設立總會)  
改正 昭和 62 年 5 月 29 日 (總會)  
改正 平成 2 年 5 月 31 日 (總會)  
改正 平成 10 年 5 月 27 日 (總會)  
改正 平成 23 年 5 月 19 日 (總會)

(名称及び地域)

第 1 条 定款第 34 条第 1 項の規定に基づき支部の名称及び地域を次のとおり定める。

(名 称)	(地 域)
北海道支部	北海道の全域
東 北 支 部	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県
関 東 支 部	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨各都県
中 部 支 部	新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重各県
関 西 支 部	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県
中国・四国支部	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県
九 州 支 部	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(事務所)

第 2 条 各支部の事務所の所在地は、それぞれの支部規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 10 年 5 月 27 日から適用する。

附 則

この規則は、一般社団法人への移行に伴う総会議決事項の経過措置等に関する規程（平成 23 年 5 月 19 日総会議決）に基づき、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会の設立登記の日から施行する。